

佐賀県告示第百六十一号

佐賀県農業共済組合等検査規程を次のように定める。

平成二十二年四月九日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県農業共済組合等検査規程

佐賀県農業共済組合等検査規程（平成十三年佐賀県告示第百六十九号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百四十二条の二から第百四十二条の四までの規定により農業共済組合（以下「組合」という。）に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）は、この規程の定めるところによる。

（検査の目的）

第二条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の実態を把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって農業災害補償制度における組合の事業運営の適正化に資することを目的とする。

（検査の観点）

第三条 検査に当たっては、次の各号に掲げる観点について、それぞれ当該各号に定める内容を確認するものとする。

- 一 合法性 定款、共済規程、諸規則等（以下「定款等」という。）の整備状況及び法令、法令に基づく行政庁の処分、定款等の遵守状況
- 二 合目的性 法第一条の目的及び組合の定款等に定める業務又は事業目的に合致した運営がなされているかどうか。
- 三 合理性 組合の業務及び会計が効率性の観点からみて、合理的に運営されているかどうか。

(検査により達成すべき事項)

第四条 検査により達成すべき事項は、次のとおりとする。

一 法令、法令に基づく行政庁の処分、定款等に対する違反の有無を確認することにより、不正、不当行為又は誤りの発生を未然に防止するとともに、現に発生している事項については、速やかにその是正を図り、それによって被る組合の損害と信用の低下を最小限にとどめること。

二 事業運営の実態を把握し、農業災害補償制度の趣旨に適合するよう運営について指導するとともに、組合の役員及び職員の事業運営に対する意欲と法令遵守意識の高揚を助長すること。

(常例検査及び年間検査計画等の作成)

第五条 常例検査は、法第四百四十二条の三の規定に基づき、すべての組合について、毎年一回実施するものとする。

2 知事は、年度当初に、月別及び組合別の年間検査計画並びに当該年度における検査重点事項を作成する。

3 前二項の規定にかかわらず、行政上の要請により、緊急に検査の必要が生じた場合又は組合員から検査の請求があった場合は、随時、検査を実施するものとする。

(検査事項)

第六条 検査は、別に定める農業共済組合等検査実施要領に従い、組合の業務及び会計のすべてについて行うものとする。ただし、知事が特に指示をした場合には、その指示により行うものとする。

(検査の場所と方法)

第七条 検査は、組合の事務所、倉庫、事業場その他組合の業務に直接又は間接に係る場所において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査及び役員又は職員からの説明の聴取(第十二条第一項において「現物の検査等」とい

う。)の方法により行う。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において、検査を行うことができる。

(検査基準日)

第八条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

(検査の範囲)

第九条 検査は、原則として検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までに行う。ただし、特に必要があると認められるときは、過年度及び検査基準日後についても行うことができる。

(執務時間内検査の原則)

第十条 検査は、組合の執務時間内に行う。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、理事その他の責任者(又は参事(参事が不在のときは総務課長)。以下同じ。)の承諾を得たときは、この限りでない。

(無通告検査の実施)

第十一条 検査は、あらかじめ通告をしないで行うものとする。

(検査員)

第十二条 検査は、知事が命令した職員(以下「検査員」という。)二人以上が一組になって行うものとする。ただし、検査の一環として行う家畜診療所における現物の検査等については、単独でこれを行うことができる。

2 検査員は、十分な注意をもって検査を実施し、事実の認定、当該事実に対する処理の判断及び意見の表明を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

3 検査員は、組合の業務及び会計について意見を表明するに当たっては、その合理的な根拠を得るまで、検査を実施しなければならない。

4 検査員は、検査に当たっては、組合の業務執行に支障のないようにするとともに、組合に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。

5 検査員は、常に穏健冷静な態度を保持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取するように努めなければならない。

(検査命令書等の交付及び提示)

第十三条 知事は、検査員に検査命令書（別記様式）及び農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第四十六条の証票（以下「検査命令書等」という。）を交付するものとする。

2 検査員は、検査の着手に際しては、理事その他の責任者に対し、検査命令書等を提示して検査を行う旨を告げるものとする。

(検査の立会い)

第十四条 検査に当たっては、理事その他の責任者一人以上を立ち会わせて行うものとする。

2 前項の規定による立会人のほか、できるだけ監事を立ち会わせるものとする。

(私物検査の制限)

第十五条 検査員は、役員及び職員の私物について、検査を行ってはならない。

ただし、検査上特に必要がある場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(取引先とその他の照査)

第十六条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員又は加入者、取引先、退任した役員又は退職した職員その他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

(検査の拒否等に対する措置)

第十七条 検査員は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の

実施が困難であると認められたときは、直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

（検査の講評）

第十八条 検査員は、検査を終了するに際して、直ちに改善に着手することができるよう、また、組合関係者に無用の不安を与えることがないよう、理事又は監事及びこれらの者以外の責任者に対し、口頭をもつて検査中明らかとなった事項について講評を行うとともに、理事又は監事からそれについての意見等を聴取するようにしなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

（検査結果の報告及び検査書の交付）

第十九条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けた場合において、法令に違反している事項又は組合の運営に關し是正若しくは改善の必要があると認められる事項があるときは、当該事項を記載した検査書を作成し、これを組合の理事に交付するとともに、当該検査書に記載された事項に関する意見及び今後実施しようとする措置又は方針を記載した回答書の提出を求めるものとする。

3 知事は、検査の結果、共済事業を適正かつ効率的に行わせるため、特に改善の必要があると認める事項がある場合には、前項の検査書にこれを記載するとともに、併せて法第四百二十二条の五の規定による命令をし、及び組合の理事から当該事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針について前項の回答書とは別に報告書の提出を求めるものとする。

4 第二項の回答書及び前項の報告書には、理事会（監事の職務に関する事項にあつては、監事会）の議事録及び監事の意見書を添付するとともに、前項の報告書には、理事が連署するものとする。

5 知事は、法第四百四十二条の四の規定による検査を行った場合には、当該検査の請求をした者に対し、当該検査の結果を通知するものとする。

(守秘義務)

第二十条 知事又は検査員は、検査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式（第13条関係）

| | |
|--|------------------------------------|
| 第 | 号 |
| 年 | 月 |
| | 日 |
| 検 査 命 令 書 | |
| 職 名 | 氏 名 |
| ○○○○ | ○○○○ |
| ○○○○ | ○○○○ |
| ○○○○ | ○○○○ |
| 農業災害補償法第142条の規定に基づき、農業共済組合の検査の職務に従事することを命ずる。 | |
| 佐賀県知事 | 氏 名 <input type="text" value="印"/> |